

「人間ドック検査料」助成〈平成25年度上半期〉

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
検査機関	芦屋病院「人間ドック1日コース」(昼食付)	
検査日	■4月1日から9月30日までの平日(月～金) 3月上旬ごろ、芦屋病院から受診希望日の調整・検査項目等の詳細を郵送します。	
対象	■次のいずれにも該当する国民健康保険加入者 昭和13年4月2日以後、昭和53年4月1日以前生まれのかた 申請時に、平成24年度第7期以前の保険料に未納がないかた 平成25年度に特定健康診査を受診されないかた(特定健康診査との重複受診はできません)	■次のいずれにも該当する後期高齢者医療制度加入者 申し込み時点で、平成24年度第7期以前の保険料に未納がないかた 平成25年度に、後期高齢者医療制度健康診査を受診されないかた(重複受診はできません) 平成25年度に芦屋市国民健康保険から人間ドックの助成を受ける場合も、重複での受診はできません。 4月2日以降に後期高齢者医療制度に加入される(被保険者になる)かたは、資格取得年月日から検査対象者となります。
	300人	90人
検査項目	応募多数の場合、2月21日(木)午後2時から、市役所北館2階第4会議室で公開抽選	
	■身体測定、一般診察、尿一般、便ヘモグロビン、心電図、肝炎ウイルス、血液一般、血液化学(肝機能・腎機能・膵機能・糖質・脂質検査・HbA1c)、腹部超音波検査、眼科検査、聴力検査、胸部CT、内分泌系検査 《男性のみ》前立腺検査・腫瘍マーカー(CEA・PSA) 《女性のみ》子宮がん検診・乳腺触診・乳房撮影検査(マンモグラフィー)・腫瘍マーカー(CA125) ■選択性 胃カメラまたは食道・胃・十二指腸造影(バリウム) ■オプション ヘリコバクターピロリ抗原(便)¥1,500円・胃がんハイリスク検診3,000円 脳ドック(MRI・問診)¥25,000円 39歳以下のかたのみ、胸部CTを胸部X線に変更可(胸部X線の場合は、検査料金から3,000円差し引きします)	
助成内容	■検査料金 50,000円(本人負担額25,000円) ■助成金額 25,000円	
申し込み	はがき(1人1枚)に、被保険者証番号・氏名(ふりがな)・住所・生年月日・性別・電話番号・胸部線希望の有無(39歳以下のかたのみ)・胃カメラ希望の有無・オプション検査希望の有無・第1～第3希望日(国民健康保険加入者で9月末日までに満75歳となるかたは、必ず誕生日より前の日付で、また、必ずしもご希望通りになるとは限りません)を記入の上、2月14日(木)必着で下記へ	
問い合わせ	保険医療助成課保険担当 ☎38-2035(〒659-8501 住所不要)	保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037(〒659-8501 住所不要)

不動産お売のお知らせ

市税の滞納により差し押さえた不動産を、インターネットによる「入札」の方法で公売します。入札はどなたでも参加できます。

【公売物件】
 ■土地・建物 所在:芦屋市山手町/地番(家屋番号):14番12/地目:宅地/地積:140.50㎡/鉄筋コンクリート造陸屋根3階建(居宅・車庫)・連棟式(昭和54年築)/床面積:1階48.50㎡・2階40.75㎡・3階50.13㎡
 ■土地 所在:京都府亀岡市西別院町犬犬野寺ヶ谷7番270/地目:宅地/地積:148.79㎡
 ■土地 所在:滋賀県高島市安曇川町中野(全6筆)/地目:山林/地積:299㎡～340㎡

【公売日程】
 ■申し込み 2月13日午後1時～2月26日午後11時
 ■入札 3月5日午後1時～3月12日午後1時
 公売物件等の詳細につきましては、公売広報・市ホームページを参照してください。

夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【2月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	TEL	当番日
(株)大阪商会	22-4446	1、7、20、26
原田商会	22-0706	2、6、12、18
前忠工業(株)	31-8548	3、9、15、21
(資)神明商会	22-3565	4、10、16、22、28
中央水道工務所	22-3552	5、11、17、23
西岡設備工業所	22-6900	8、14、24、27
越智商会	22-3708	13、19、25

平日の昼間は水道部へお尋ねください。
 土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。
 夜間の修理は、右の業者が待機しています。
 問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

第14回 交通需要軽減キャンペーン

国土交通省近畿地方整備局・近畿運輸局、阪神高速道路株式会社、兵庫県警では国道43号・阪神高速3号神戸線の大気環境改善に向けて「交通需要軽減キャンペーン」を実施します。

阪神高速5号湾岸線等へ回するなど、大気環境に配慮した道路利用をお願いします。

■実施期間 2月1日～28日

問い合わせ
 国土交通省近畿地方整備局 ☎06-6942-1141
 阪神高速道路株式会社 ☎06-6252-8121

「わがまちベンチフォトコンテスト in Ashiya」～写真募集～

第2次芦屋市地域福祉計画を推進している「わがまちベンチプロジェクト」では、市内のさまざまな場所にベンチを設置することで、人と人とが出会い、つながり、あたたかいまち芦屋になることをめざしています。今年度は、フォトコンテストを実施します。ベンチやベンチの入った風景などの写真に思いを添えてご応募ください。優秀作品は、3月23日に表彰します。

■募集期間 2月1日～12日 ■募集作品 ベンチの写真、ベンチを取り巻く人の交流、ベンチが含まれた自然や風景などベンチに関する写真(写真に装飾・加工したものは不可。特定できる個人が写っている場合は、予め承諾を得ること) ■申し込み 写真をメールに添付し、件名を「ベンチ応募」として、住所・氏名・年齢・電話番号・写真のタイトル・ベンチへの思い(50字以内)を必ず明記の上、Eメールで下記へ(郵送不可)

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040/☎bench@ashiya-action.org

税 申告は正しくお早めに

問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016

個人の市・県民税(個人の住民税)

■申告期間 2月18日～3月15日(平日・執務時間内)
 ■受け付け 課税課市民税担当(市役所南館1階・12番窓口)

申告の必要なかた

※税務署へ確定申告をされるかたは、市役所への申告は不要です

■平成25年1月1日現在、本市に住所があり、次のいずれかに該当するかた

- 給与所得のみのかたで、次のいずれかに該当するかた
 - 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されないかた
 - 医療費控除などを受けようとするかたで、税務署に確定申告をする必要のないかた
- 公的年金所得のみのかたで、次に該当するかた
 - 医療費控除等を受けようとするかたで、税務署に確定申告をする必要のないかた
- 上記以外のかたで所得があり、税務署に確定申告をする必要のないかた

所得のないかたで、市・県民税の課税証明などが必要なかた

■市外に住所のあるかたで、芦屋市内に事務所・事業所または家屋敷のあるかた

必要書類等

公的年金等の源泉徴収票
 給与所得の源泉徴収票または雇用主の支払証明書
 収支内訳書(事業所得のあるかた)
 平成24年中に支払った生命保険料・地震保険料の証明書・国民年金保険料の控除証明書・医療費の領収書など
 印鑑(認め印可)
 運転免許証など本人の確認が取れるもの



【生命保険料控除の変更】(平成25年度課税から適用)

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については、今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除のそれぞれの適用限度額を28,000円、合計適用限度額を70,000円とすることとされました。

なお、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従来の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額35,000円)が適用されます。

詳しくは市ホームページをご覧くださいか、電話・窓口にお問い合わせください。

要介護認定者のかたの障害者控除の認定

介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上の高齢者は、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる「認定書(障害者控除対象者認定書)を交付できる場合があります。高年福祉担当にご相談ください。

《申請に必要なもの》
 申請者(障害者控除を受けるかた)の証明書(保険証等)
 申請者の印鑑 要介護認定者のかたの証明書(保険証等)

問い合わせ 高年福祉課高年福祉担当 ☎38-2044

「芦屋市立中学校の給食実施検討委員会」からの報告

市では、市立中学校における望ましい給食実施の方向性について研究を行うために、昨年7月に「芦屋市立中学校の給食実施検討委員会」を設置しました。

この度、1月18日(金)に検討委員会の委員長から市教育長に対して、検討委員会の協議内容をまとめた報告書の提出がありました。

今後は、この報告書をもとに、本市中学校における望ましい給食の実施方式等について、検討を進めていく予定です。

なお、検討委員会の議事録および報告書の内容は、市ホームページでご覧いただけます。



検討委員会から報告書を受け取る教育長

■検討委員会の委員構成
 学識経験者・PTA関係者・学校関係者・行政関係者

■検討委員会の活動状況
 検討委員会(全5回) 平成24年7月24日～平成25年1月9日
 市内小中学校給食・施設視察 平成24年10月31日・11月14日
 他市中学校給食視察 平成24年9月26日・11月22日

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

教育委員会管理課からのお願い

【私立等の小中学校へ入学するかたは「届け出」を】
 私立や国・県立小中学校へ入学する児童・生徒のかたは、事前の届け出が必要です。入学許可証を持って、教育委員会管理課(市役所北館4階)へ手続きにお越しください。特別支援学校へ入学するかたは、手続きが必要ですので、管理課へご連絡ください。

【外国籍のかたで市立小中学校への入学を希望のかたは・・・】
 外国籍の児童・生徒で、市立小中学校への入学(新1年生を含む)を希望されるかたは、事前の届け出が必要です。
 在留カード・特別永住者証明書・旧外国人登録証明書のいずれかか印鑑を持参の上、教育委員会管理課(市役所北館4階)へ手続きにお越しください。

問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

住民基本台帳カード 公的個人認証 を利用されるかたへ

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行の日から3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の申告などの電子申請・届出に使うことができません。電子証明書を更新するかたは、申請してください。また、確定申告時期に合わせて、下記の日程で土曜日に受け付けを行います。ご利用ください。

住民基本台帳カードの有効期限は、発行日から10年間です。

■日時 2月23日(土)・3月9日(土) 午前10時～午後4時 ■会場 市役所1階市民課19番窓口 来庁の際は、北館地下1階の警備室で入館手続き後に市民課へ

■内容 住民基本台帳カードの申請・交付 公的個人認証(電子証明書)の申請・交付 ■手数料 住民基本台帳カード・500円 公的個人認証・500円

【住基カード申請に必要なもの】
 運転免許証・パスポート・保険証・年金手帳などの身分証明書を2点 写真付き住民基本台帳カードを申請される場合は、証明写真1枚(横3.5cm×縦4.5cm) 印鑑

【公的個人認証の申請に必要なもの】
 住民基本台帳カード 本人確認書類 免許証・パスポートなどの官公庁発行の身分証明書) 住民基本台帳カードが写真付のものであれば不要 暗証番号(住民基本台帳カード用・公的個人認証用の2種類)

問い合わせ 市民課 ☎38-2030



男女共同参画推進審議会 市民委員を募集

問い合わせ 市民参画課男女共同参画推進担当 ☎2023

「男女共同参画推進審議会委員」の任期満了に伴い、次とおり市民委員を募集します。

■資格 市内在住で、四月一日現在、満二十歳以上のかた

■人数 一人

■任期 四月から平成二十七年三月までの二年間

■内容 男女共同参画の推進に関する会議年三回(四回程度)に出席

■報酬 一回二万二千二百円(所得含む)

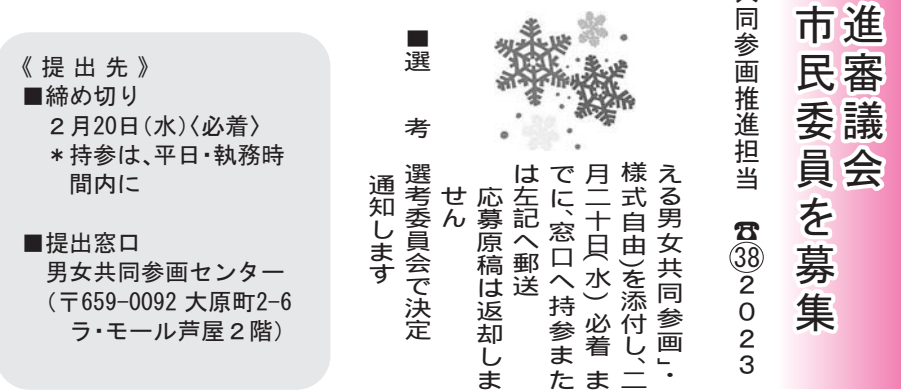
■応募方法 住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入の上、八百字程度のレター上・テープ・私の考

■選考 選考委員会で決定 通知します

■提出先
 ■締め切り 2月20日(水)(必着)
 *持参は、平日・執務時間内

■提出窓口
 男女共同参画センター(〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)

える男女共同参画の様式自由を添付し、二月二十日水必着まで、に窓口へ持参または左記へ郵送
 応募原稿は返却しません



文化振興審議会の「市民委員」を募集

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005/☎info@city.ashiya.hyogo.jp (〒659-8501 住所不要)

市の文化振興基本計画の進行管理の策定など、文化に関する重要事項等を調査審議する芦屋市文化振興審議会の「市民委員」を募集します。

■資格 市内在住で、平日・休日の夜間を含む会議に出席できる満20歳以上のかた(3つ以上の附属機関等の委員でないかた) ■人数 1人 ■任期 4月1日から2年間 ■内容 月に1回程度の会議に出席(1回の会議は約2時間) ■報酬 1回・11,200円(所得税含む) ■応募方法 「芦屋市の文化について」をテーマにした作文(800字以内・様式自由)に、住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入し、2月20日(水)＜消印有効＞までに、郵送またはメールで上記へ。市ホームページからも応募できます。応募原稿は返却しません。 ■選考 選考委員会で決定



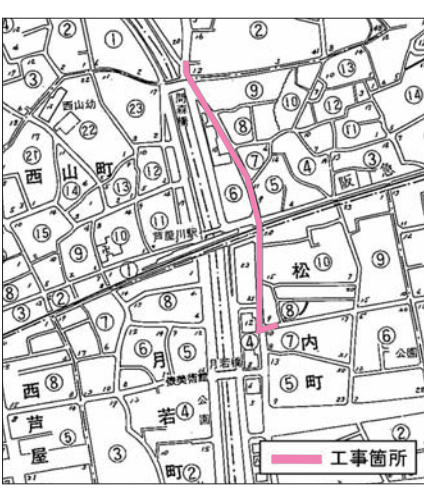
水道工事のお知らせ

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2084

県道奥山精道線開森橋交差点から松ノ内町4街区までの区画(右図)において、老朽化した水道管(管径400mm)の更新・耐震化を図るため、改修工事を行います。

工事期間中は、県道奥山精道線にて通行規制を行い、一部夜間工事を実施する予定です。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

■工事期間 2月上旬～3月末日



引っ越しの際の荷物の紛失に関しては見取りの際に業者から示される「標準引越送約款」に基づいて対応されます。ただし、引越後三ヶ月以内に請求しないと、業者の責任はなくなります。遅くればなるほど交渉は困難になりますので、荷解きはなるべく早めに済ませるようにしましょう。

また、引っ越し業者を決める際にはネットや電話だけで済ませず、自宅を見せられて複数業者から見積りを取りましょう。

「見積書」には作業日程やその内容や料金内訳など大切な内容が記載されます。口頭での約束もトラブル防止のために、余白に内容を書いてもらうようにしましょう。

「標準引越送約款」とともに、契約書にあたるもの業者で、事前によく目を通し、疑問点があれば業者へ確かめておくようにしましょう。

料金の安さだけで業者を選ぶことは避け、納得のいく引っ越しをして、気持ちよく新生活を始めましょう。

わからないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

こちら消費生活センターです

問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034

引っ越したら物がなくなった「相談事例」
 (事例1)引っ越しをしたら衣類が入ったハンガーボックスを紛失された。弁償の話が進まない。
 (事例2)新居へ引っ越しをした。その後、ネックレスと衣類がなくなっていることに気づいた。業者へ連絡したが、貴金属はお客様の管理だと言われ、弁償してもらえない。

引っ越した際の荷物の紛失に関するお問い合わせは、消費生活センターへお問い合わせください。